

第十六回国会 衆議院 議院運営委員会 議院録 第十一号

昭和二十八年六月二十九日(月曜日)

午後一時三十八分開議

出席委員

委員長 菅家 喜六君

理事 荒船清十郎君 理事 坪川 信三君

理事 渡邊 良夫君 理事 椎熊 三郎君

理事 正木 清君 理事 土井 直作君

理事 加藤常太郎君

生田 宏一君 今村 忠助君

尾関 義一君 田淵 光一君

三和 精一君 山中 貞則君

園田 直君 淡谷 悠藏君

島上善五郎君 池田 禎治君

岡田 春夫君

委員外の出席者

副議長 原 彪君

外務委員長 上塚 司君

事務総長 大池 真君

本日の会議に付した事件

特別委員会設置の件

決議案の取扱いの件

事務局の人事承認の件

本日の本会議の議事に関する件

○菅家委員長 これより開会いたします

先刻理事会を開きましたが、この前

も御要求がありましたので、理事会に

おける大体の話の経過を御報告申し上

げておきます。

今回の九州における水害の緊急対策

について、理事会においていろいろ話

合をした結果、この前の西日本の風

水害と同じように、今回も水害地緊急

対策特別委員会をつくるという議もあ

りました。いずれにしろこれには従来

特別委員会をつくった例もあるが、種

種なる名称もあり、各党の対策委員長

会議を開いてもらって、これらの話合

いを付けた上に、さらに本委員会にお

いて協議することが運営上よろしいと

いうことに意見の一致を見ました。議

長におかれて、各党の国会対策委員長

にお集まりを願うことを要求いたしま

したところ、議長はただちに議長室に

各党の国会対策委員長の御参集を求め

て、議長よりその話を進められた次第

であります。その結果、水害地緊急対

策特別委員会として三十名よりなる特

別委員会を設置し、この対策を急速に

進めることにしようということに意見

の一致を見た次第であります。なお、

これらについて詳細なお話合いがあり

ましたが、御質問等がありますれば、

他の理事諸君より補足的の説明を願う

ことにいたします。

なお、この取扱いは、本日の本会議

で、議長発議によつてこれを決定する

ということにとりきめた次第でありま

す。

○園田委員 割当はどうなつておりま

すか。

○菅家委員長 割当については、理事

会の話では、自由党十二、改進黨五、

左社五、右社五、分自党が二、小会派

が一、合計三十であります。

○岡田(春)委員 その委員の数は、従

来の慣例で三十名の割当をしたわけ

でしょう。

○菅家委員長 従来の慣例から言え

ば、自由党が十三になるわけですが、

あなたの方に一人行つたわけだ。

なお、従来災害地対策特別委員会と

いうものがあつたときも、建設委員会、

農林委員会等の権限争ひみたいなこと

のおそれが十分あつたので、各党

の対策委員長からもそのお話があつ

て、西日本のこの前の水害と今度の水

害の問題は、全部一本にこの対策特別

委員会にまともて審議を進めて行く

ということの申合せになつた次第であ

ります。

なお政府は、大野國務相を中心に現

地に対策本部を設けて、明日より出張

いたしましたことになりすが、衆議院とい

たしまして、本日の本会議でこれが

きまりますと、これは当該委員会が決

定することではありますすが、ごく少数

の各党の者が現地に行つて、衆議院の

水害地対策特別委員会本部となりすが

か出張所となりすが、そういう名目

のもとに現地に出張することになると

思ひます。そうして、そこに政府の機

関とともに、現地の調査、陳情その他を

現地において行うことになるのではな

いかと思ひます。その際においては、

その派遣委員は、選挙区の者はその委

員に加わらないといふこと各党の対

策委員長の申合せがあつた次第であ

ります。これは適当な処置ではないかと

思ひます。

○土井委員 ただいまの委員長の報告

にちよつと補足しますが、この特別委

員会はきわめて短期的なものであると

いうことが一つ、それから現地の選挙

区の人を派遣しないという問題につい

ては、九州方面の人を派遣しないで、

九州以外の人を派遣する。但し特別委

員会の委員には現地の人が加わつても

よろしい。そういうことです。

○菅家委員長 ただいまお聞きの通り

であります。九州の人でも対策委員会

の委員に御推薦願うことはけっこうで

すが、現地へ出張する人は、九州より

選出された者は加わらないということ

であります。

それでは本件はさうに決するに御

異議ありませんか。

○菅家委員長 御異議ないものと認め

まして、本日の本会議において、議長

発議によつていただいたことを決定い

たすことにいたします。

○正木委員 その件に関して簡単に

お聞きしておきたいのですが、議長発議

でこのことが議題に供せられる場合、

わが党ももちろん賛成ですが、議長の

発議の内容の中に、こういう理由で

というところで、特に議長が現地の罹災

者を鼓舞激励するような内容は当然入

れていただけでよろしい。

○菅家委員長 その御注意はあなたの

方の代表の方からありましたので、

議長のもとにその点は申し入れており

ます。議長発言の中にそういう意味の

ことが加わると思ひます。

○菅家委員長 次にフィリピンに対す

る感謝決議案の件についてですが、新

聞で御承知の通り、戦犯釈放に関する

感謝の決議を本院としていたしたいと

いうので、政府の方と交渉いたしました

て、正式の通知が来ておるかおらない

か確めた次第であります。正式の通知

が来なければ、決議案の取扱いは少し

早いというので考えておりましたが、

ただいまはつきりした返事が参りました

た。政府の方に正式に通知になつてお

るさうであります。そういたしますと

本院が感謝決議をすることは当然であ

るので、その決議案の取扱い方につい

て御協議をお願いしたいと思います。

○岡田(春)委員 フィリピンに対する

感謝決議というお話ですが、これはど

こかの党からこういう御提案があつた

のですか、それとも理事会でお話があ

つたのですか。

○菅家委員長 外務委員会の方で、満

場一致の各派の申入れによつて委員会

が決議をいたしましたことを基礎にし

て、理事会で決定したわけでありま

す。

それではこの感謝決議案を上程する

ことについて、各党一致のことで御異

議ないと思ひますが、いかがです

か。

○菅家委員長 御異議なしと認めま

す。それでは上程いたしますことに決定

いたします。

その取扱ひ方法ですが、先ほど来、

理事会ではこの重い決議案の趣旨弁明

は長老にひとつやつてもらいたいとい

うことでありまして、その人選はいず

れこの委員会です。

○菅家委員長 従来慣例から言え

ば、自由党が十三になるわけですが、

あなたの方に一人行つたわけだ。

なお、従来災害地対策特別委員会と

いうものがあつたときも、建設委員会、

農林委員会等の権限争ひみたいなこと

のおそれが十分あつたので、各党

の対策委員長からもそのお話があつ

て、西日本のこの前の水害と今度の水

害の問題は、全部一本にこの対策特別

委員会にまともて審議を進めて行く

ということの申合せになつた次第であ

ります。

なお政府は、大野國務相を中心に現

地に対策本部を設けて、明日より出張

いたしましたことになりすが、衆議院とい

たしまして、本日の本会議でこれが

きまりますと、これは当該委員会が決

定することではありますすが、ごく少数

の各党の者が現地に行つて、衆議院の

水害地対策特別委員会本部となりすが

か出張所となりすが、そういう名目

のもとに現地に出張することになると

思ひます。そうして、そこに政府の機

関とともに、現地の調査、陳情その他を

現地において行うことになるのではな

いかと思ひます。その際においては、

その派遣委員は、選挙区の者はその委

員に加わらないといふこと各党の対

策委員長の申合せがあつた次第であ

になつております。理事会では決定しないのであります。案文は、今外務委員会から研究の結果、こちらの方にまわつて来るはずであります。すぐにも来るのではないかと思ひますが、散会までに案文についてなおお諮りいたすことにいたします。

そこで趣旨弁明の人だけを決定しておいて、さらにその案文は、一応開会までに間に合えば、各党におまわしすることでもいかかでしょうか。各党から出て、満場一致で外務委員会に文案をつくれれば、この委員会の開会中なら間に合いますが、もし間に合いかねました場合、場内で各党におまわしすることにして……。

○土井委員 たいだいま委員長のお話の中に、この決議案はきわめて重要な案件でもあるし、対外的の関係なども考慮して、できるならば長老ということでありますが、何かそれについて腹案などがございませうれば、御発表願えればけっこうであります。

○菅家委員長 ます大体御了承を得られるものならば、わが党の山崎猛氏、益谷秀次氏、この御両君の中で御了承願えればけっこうだと思ひますが、これもただ腹案です。

○権熊委員 それにあえて反対はしませんけれども、もしわが党にお譲り願えるものならば、戦犯で長く苦勞しておつたわが党の總裁にやらせてもらえば、非常に切実な感情が出て効果的ではないかと思ひます。何分にも小党でございませうから、あえて主張はいたしません。
○菅家委員長 たいだいまごもつもの御発言もあり、それに決定してもけっこうでございます。

○権熊委員 今調べておりますから……。
○菅家委員長 それではいかがでしよう。この両党におまかせ願えますか。そうして開会までに御報告申し上げることに御了承を得たいと思ひますが、いかがでしようか。

○菅家委員長 大体改進黨の方にやつていただくことになるのではないかと思ひますが、一応私の方も話をしなければなりませんから……。
○土井委員 改進黨の場合は總裁ですね。

○菅家委員長 總裁がやられることが適當かと思ひますが、しかし一応相談することにしておいて……。
○正木委員 この問題は、私どもも改進黨の重光さんに異存ないのではありませんが、一応持ち帰つて相談して、すぐ御返事を申し上げることにしておきたいと思ひます。

○菅家委員長 けっこうです。各党ともそういうことになりませうから……。
○岡田(春)委員 これについて、私の会派の者はいろいろな意味で御了解いただけると思ふのですが、提案の決議案の案文を見たらでないと、全部ままとつて賛成になるかならないかという場合もあり得るかもしれませうので、この点は議運で御了承願つておきたいと思ひます。

○菅家委員長 それでは、フイリピンに対する感謝決議案の取扱ひ方法は右のように御了承願つておきます。案文が出ましたらおまわしいたします。提出者、賛成者等についてはいかがでしようか。

○権熊委員 比率によつて、提案者何人、賛成者何人ときめたらどうですか。党で責任のある数だけそろえればいいのですから、感謝決議案の提案者と賛成者はそういうことにして……。
○岡田(春)委員 問題によつては全会一致にならないような場合もあり得るかもしれませうけれども……。

○権熊委員 それはしかたがないと思ひます。
○岡田(春)委員 それを一応お含み願ひたいと思ひます。
○土井委員 各党の總裁あるいは委員長、書記長、国会対策委員長、政調会長を入れてもいいでしょうか、そういうような人々を賛成者にしたらどうですか。

○権熊委員 提案者はそうですが、賛成者は全員でしょうか。
○土井委員 小会派の方で、もし全員賛成でない場合は、反対者ができますから……。

○権熊委員 もし小会派の方で反対者があれば、この決議案は議場で満場一致の形をとりたいと思ふので、反対の方は議場に入らぬというふうに御了解をつけたらいいと思ひます。
○岡田(春)委員 その点も、私としてはほかの政党和進関係もあるもので、今はつきり申し上げられないが、そういうふうに努力いたします。

○菅家委員長 外務委員長が見えたので、ちよつと……。
○上塚外務委員長 ちよつと申し上げます。今案文をつくつておられますが、それにおまかせ願えるわけですか。
○菅家委員長 おまかせするといふわけにも行きませんが……。
○上塚外務委員長 とにかく原案を

委員会をつくつて持つて参りますから……。
○菅家委員長 それでけっこうです。今外務委員長が見えまして、文案の作成中だそうでありますが、作成し、決定したものを、さらに間に合えば御審議を願うことにいたします。

○菅家委員長 それでは本日の日程について、この際事務局長より説明いたします。
○大池事務局長 本日の議事の順序でございますが、ただいまの水害地の対策委員会、これは議院構成の面でもございませうから、一番最初に議長發議で設置の決議をしていただきまして、その次に日程に載つておりますものに入る前に、ただいまのフイリピンに対する感謝決議案が間に合いますれば、それを緊急上程していただく。その感謝決議案が終了したあとで、いづれ政府からも発言があるかと思ひますが、それが済みましてから日程に入ることをお願いいたします。日程は、お手元にあります日程表の第一から第六までが外務委員会の関係であります。外務委員長の上塚司君が御報告になり、これは全会一致で承認に相なつておる案であります。日程第七、第八は通産委員長の大西順夫君が御報告になりまして、これは小会派クラブが御反対で、あとは賛成でございます。

○菅家委員長 御報告で、これは全会一致でございます。なお、これに追加をお願いしたいのは、稲村内閣委員長の御報告になる皇室経済法の一部を改正する法律案並びに皇室経済法施行法の一部を改正する法律案で、この両法案は七月

一日施行の予定法案でありますので、本日緊急上程をお願いいたします。これには社会党左派が御反対と聞いております。あとは御賛成のようでありませう。
○権熊委員 それは起立採決ですね。
○大池事務局長 今の皇室経済法並びに施行法の一部改正と日程七、八は、反対がありますから起立採決、あとは全会一致でありますから異議を問う、こういうことに御了承願ひます。

○大池事務局長 なおちよつと、本日でなくても明日でもけっこうでございますが、事務局の方の職員中十七名だけを参事に昇格をお願いしたいと思つております。お手元に履歴書等を差上げてございませうが、御研究願ひまして、明日の議運等で御決定願えれば七月一日から発令がございませうので、高職の方で十五年以上の方と資格者等を選考いたしました。十七名だけ参事に昇格をお願いしたいというわけでございます。

○権熊委員 参事になつたら待遇が上るのでございませうか。
○大池事務局長 参事になつて現在の俸給から一級だけ増す方がありますし、中にはマル特で頭のつかえておるために、俸給としてはどうにもならぬ人もありますが、できるだけさういふことにいたしたいと思ひます。

○権熊委員 旧衆議院の職員は、他の官庁から見ると昇給する率が悪いといふことを聞いております。そういう点は、特別職で非常に大きな仕事を夜、夜中もやるといふことですから、待遇は十分にやるといふ建前で考へ

てもらいたいと思ひます。これは七月一日から発令になるように、それに間に合うように出していたきたいと思ひます。

○菅家委員長　それでは一応ただいまのことは明日の議運でお願いいたしますことにいたします。

○菅家委員長　本日の本会議は二時半ではいかがでしょうか。

○正木委員　二時半にきめて四時半になることもあるのだから、ゆつくりきめて、きつちりやろうじやありませんか。

○権熊委員　本日は一応二時半ときめておいたらどうでしょうか。

○菅家委員長　それでは本会議は一応二時半にいたしまして、次回の本会議は明三十日定刻より、従つて本委員会は明日午前十一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時散会

昭和二十八年七月六日印刷

昭和二十八年七月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局